

神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）新旧対照表

改 正					現 行						
第1条～第5条（略） 別表第1（略） 別表第2（第2条関係）					第1条～第5条（略） 別表第1（略） 別表第2（第2条関係）						
区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				区分	土地占用料又は廃川敷地使用料					
	単位	所在地				単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地			第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1平方メートル	300円	250円	230円	230円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1平方メートル	290円	230円	210円	210円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	1平方メートル	680円	550円	520円	500円	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	1平方メートル	640円	500円	470円	460円
第一種電柱		2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	第一種電柱		2,300円	1,810円	1,450円	1,390円

改 正						現 行					
第二種電柱		3,650 円	2,890 円	2,400 円	2,230 円	第二種電柱		3,540 円	2,790 円	2,230 円	2,140 円
第三種電柱	1本	4,920 円	3,890 円	3,240 円	3,000 円	第三種電柱	1本	4,770 円	3,760 円	3,010 円	2,880 円
第一種電話柱	1年	2,120 円	1,680 円	1,400 円	1,290 円	第一種電話柱	1年	2,060 円	1,620 円	1,300 円	1,240 円
第二種電話柱		3,390 円	2,690 円	2,230 円	2,070 円	第二種電話柱		3,290 円	2,590 円	2,080 円	1,990 円
第三種電話柱		4,660 円	3,690 円	3,070 円	2,850 円	第三種電話柱		4,520 円	3,560 円	2,850 円	2,730 円
(削除)						支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	600円	570円
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,840 円	1,490 円	1,400 円	1,370 円	鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,750 円	1,360 円	1,280 円	1,240 円
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円	その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円
共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円	共架電線その他上空に設ける線類		21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	54円	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円	52円
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円

改 正					現 行				
	一ト ル 以上1 メー トル未 満の もの								
	外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの	2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円	2,470 円	1,940 円	1,560 円	1,490 円
	外径が 2メー トル以 上の もの	5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円	4,930 円	3,890 円	3,110 円	2,980 円
柵類		880円	720円	680円	660円	840円	660円	620円	600円
看板	表示 面積 1平 方メ ートル1 年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円	7,410 円	4,580 円	1,980 円	1,670 円
運動場、 競技場、 遊園地そ の他これ らに類す る施設	占用 面積 1平 方メ ートル1 年	150円	120円	110円	110円	140円	110円	100円	100円
農耕地、 牧草地等		14円	11円	10円	10円	13円	10円	9円	9円
備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市の区域をいう。					備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町及び東京都町田市の区域をいう。				

改 正	現 行
<p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、<u>高座郡寒川町</u>、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>南足柄市</u>、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、<u>南足柄市</u>、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>